

I 市民参加の取り組み（平成16年策定時）

1. まちづくりを考える集い（ワークショップ）

- ①黄金地区 5回
- ②稀府地区 5回
- ③東地区 5回
- ④関内地区 4回
- ⑤中央地区 5回
- ⑥市街地区 5回
- ⑦長和地区 5回
- ⑧有珠地区 5回

計 39回（延べ755人参加）

実施期間 平成12年11月から13年12月まで

2. まちづくり講演会

期日 : 平成13年1月24日、だて歴史の杜カルチャーセンター講堂

テーマ : 「住民とともに創る、将来のまちづくり設計」

講師 : 北海道大学大学院 小林英嗣教授

3. まちづくりアンケート調査の実施

実施期間 平成13年1月から3月まで

アンケート対象 2,000名（回収数944名、回収率47%）

4. 都市計画マスタープラン策定委員会（庁内会議）

実施期間 平成14年12月から15年10月まで 7回開催

委員構成 北海道開発局室蘭開発建設部地域振興対策室長

北海道胆振支庁建設指導課長

北海道室蘭土木現業所企画調整室長

（庁内関係課）総務部防災課長 市民福祉部社会福祉課長

経済環境部農務課長 商工水産課長 環境衛生課長

建設水道部建設課長 都市整備課長 建築課長 下水道課長

建設水道部水道課長

教育委員会事務局社会教育課長 消防本部総務課長

計15名で構成

5. 都市計画マスタープラン市民会議

実施期間 平成15年3月から9月まで 12回開催

委員構成 団体選出委員 10名

公募委員 5名

計15名で構成

意見書提出 平成15年9月30日

都市計画マスタープラン市民会議設置要綱

(設置)

第1条 都市計画法第18条の2に規定する「都市計画に関する基本方針」である「伊達市都市計画マスタープラン」(以下「マスタープラン」という。)を策定するに当たり、市民の意見を反映させるため、「都市計画マスタープラン市民会議」(以下「市民会議」という。)を設置します。

(事務事項)

第2条 市民会議は、マスタープランの素案について、検討を行います。

(委員)

第3条 市民会議は、次の各号に定める人のうちで構成し、15名以内とします。

- (1) 一般公募による人
- (2) 知識経験を有する人
- (3) その他市長が必要と認める人

(任期)

第4条 委員の任期は、マスタープランの原案ができるまでとします。

(運営)

第5条 市民会議は、会長及び副会長をもって運営します。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選出します。

3 会長は、会議を代表し、会務を総理します。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理します。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて会長が召集し、会長が進行を行います。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、伊達市企画財政部企画課が行います。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、別に定めます。

附則

この要綱は、平成15年 3月 3日から施行します。

伊達市都市計画マスタープラン市民会議委員名簿

役職	氏名	団体名	団体役職
会長	西村 俊昌	伊達市連合自治会協議会	理事
副会長	篠原 盛男	公募	
委員	金澤 広司	伊達商工会議所	地域開発委員長
委員	毛利 元幸	伊達市農業協同組合	信用部長
委員	河原 文博	伊達市観光協会	副会長
委員	大村 貴規	連合北海道伊達地区連合会	副会長
委員	三品 覺	伊達市連合自治会協議会	理事
委員	酒井 實	伊達市連合自治会協議会	理事
委員	平田 賢弘	伊達青年会議所	専務理事
委員	浅水 勝男	伊達市建設協会	会員
委員	小野 勝多	伊達市商店会連合会	副会長
委員	木村 信廣	公募	
委員	久保田 栄治	公募	
委員	出口 美香子	公募	
委員	木村 益己	公募	

II 市民参加の取り組み（平成22年見直し時）

1. まちづくりを考える集い（ワークショップ）

大滝区地区別構想（まちづくりの基本方針）検討会

計 4回（延べ26人参加）

実施期間 平成21年10月

2. 大滝区地域協議会

期日 : 平成21年12月25日、大滝総合支所2階会議室

3. 都市計画マスタープラン策定委員会（庁内会議）

実施期間 平成21年12月から策定時月まで

委員構成 総務部企画課長 総務部自治防災課長 市民福祉部社会福祉課長
経済環境部農務課長 商工観光水産課長 環境衛生課長
建設部建設課長 建築課長 水道部下水道課長 水道課長
教育委員会事務局生涯学習推進課長
大滝総合支所産業建設課長 消防本部総務課長

4. 市民意見の公募

実施期間 平成22年1月20日から2月19日まで

意見書提出 なし

Ⅲ 用 語 説 明

あ行

インフラ

インフラストラクチャーの略語で、道路や公園、下水道、学校、病院などの社会生活に必要な施設。

運動公園

都市公園法に基づく公園の一つ。

市民を対象に、主として運動のために利用することを目的とした公園。

駅前広場

鉄道とバス、タクシー、乗用車などの交通機関との結節点として鉄道駅前に設置される広場。安全かつ円滑な交通確保交通機関相互の乗り継ぎの利便性の増進などを目的として設けられるもの。

NPO

営利団体の反対概念で、民間非営利団体と一般的に訳される。営利を目的とせず、行政から独立して公益的な活動を行う民間団体のこと。非営利で共益活動を行う団体や、組織のない個人的なボランティアとも区分される。なおNPO法人とは、特定非営利活動促進法により法人格を取得したNPOのことを指す。

オープンスペース

公園・広場・河川・農地など建物によって使われていない土地の総称。

か行

街区公園

都市公園法に基づく公園の一つ。

主として街区内に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、面積0,25haを標準とし、市民にとって最も身近な公園として配置する公園。

開発行為

主として、建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画、形質の変更をいう。(土地の区画、形質の変更とは、宅地造成に伴う道路の新設、廃止、付替えや、切土、盛土の整地をいい、単なる土地の分合筆のような権利区域の変更や建築物の建築と一体をなす基礎工事等は含まない)

幹線街路

道路網のうちで主要な骨格をなし、都市に出入りする交通及び都市の住宅地、工業地等の相互間の交通を主として受けもつ道路をいう。都市計画道路の体系では、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路に大別される。周辺地域の開発を促し、災害時の避難路などの機能をあわせもつもの。

近隣公園

都市公園法に基づく公園の一つ。

主として近隣に居住する人の利用に供することを目的とする公園で、面積は2haを標準として配置する。(近隣住区とは、道路、河川、鉄道などによ

って区分される概ね1km四方（面積100ha）地域をいい、一般的に1学区が広くつかわれている）

区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、まず市街化区域と市街化調整区域とに区分して定め、これを「区域区分」といい、「線引き」ともいう。

グリーン・ツーリズム

緑豊かな農山漁村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動をいう。

具体的な活動形態としては、農家経営による民宿、レストラン、キャンプ場など。

建ぺい率

建築物の建築面積の敷地面積に対する割合。建築面積とは、建築物の外壁又はこれに変わる柱の中心線で囲まれた部分の水平投影面積をいう。

公共施設

住民の利用を目的として整備される施設をいうが、その具体的範囲は法令によって様々で、これは、個々の法令に基づく事業の内容に応じて、必要となる公共施設の範囲がおのずと異なるため。

例えば、都市計画法では、道路、公園、下水道、緑地、広場、河川、運河、水路、消防の用に供する貯水施設と規定。

類似用語に公益施設があるが、都市計画の骨格を形成するような施設を公共施設と言うのに対し、住民生活に必要なサービス施設を公益施設と言う。

交通結節点

鉄道の乗り継ぎ駅、道路のインターチェンジ、自動車から徒歩やその他交通機関に乗り換えるための停車・駐車施設・鉄道とバスなどの乗り換えが行われる駅前広場のように交通導線集中的に結節する箇所。

5 地域区分

国土利用計画法に基づく区分で、都市計画法に基づく「都市地域」、農振法に基づく「農業地域」、森林法に基づく「森林地域」、自然公園法に基づく「自然公園地域」、自然環境保全法に基づく「自然保全地域」をいう。

これは、国土利用計画法第9条に基づき、都道府県知事が、北海道土地利用基本計画を定め、諸計画に対する上位計画として、行政部内の総合調整を果たす。



市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域、及びおおむね10年以内に優先かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化区域には、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定める。

市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

市街化調整区域内では、農林漁業用の建物や一定規模以上の計画的開発な

どを除き開発行為は許可されず、また原則として用途地域や市街化を促進する都市施設は定めない。

市街地総合再生基本計画

人口の減少や高齢化が進み既存建築物の老朽化が著しい中心市街地について、地区整備の基本方針や再開発が必要な重点地区、整備手法等の検討をまちなか居住を推進し、商店街の近代化整備を行うため行う計画。

市町村都市計画マスタープラン

市町村が創意工夫のもとに住民の意見を反映させて、将来ビジョンを確立し、地域別の将来像を定める計画。

住区基幹公園

主として近隣住区内の住民の安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースの確保し、住民の日常的な身近な利用に供するため、近隣住区を利用単位として設けられる基幹的な公園でその機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

少子高齢化

出生率の低下で子供や若者が減り続け、それに伴い高齢者が増える社会現象。

白地地域

都市計画区域内のうち、用途地域規制がかかっていない地域。

人口フレーム

将来の人口想定値。

生産緑地地区

都市計画法で定める地域地区の一つ。

生産緑地法に基づき市街化区域内の農地を保全することにより、良好な都市環境の形成を図る区域。

整備、開発及び保全の方針

都市計画法に基づき、都道府県が、都市の目標、区域区分の有無及び方針、主要な都市計画の決定の方針を都市計画区域毎に定めるもの。通称「都市計画区域マスタープラン」という。

都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けて大きな道筋を明らかにし、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本的方向性を定めるもの。

また、都市施設等については優先的におおむね10年以内に整備するものを整備の目標として示す。

線引き

「区域区分」と同じ。

た行

伊達ウェルシーランド構想

少子高齢社会に対応した、新たな生活産業の創出を図り、地域の雇用促進と経済の活性化を目指す構想で、民間主導による住民の新たな需要や要求を満たすサービスを提供し、豊かな生活を支える地域づくりを行うもの。

具体的には、高齢者を対象とした多様な機能を有する施設を併設し、入居者がそれぞれの心身の状況に応じて必

要なサービスを受けることができる安心・快適な住宅である「安心ハウス」と、生活の足の確保のため会員制予約制乗合い方式により「ドアtoドア」の送迎を行う生活支援輸送サービス「ライフモビリティ」など。

伊達市環境基本計画

伊達市環境基本条例の基本理念を実現するため、基本目標を「ともに学び、環境への配慮が優先される、協働型社会の実現」と設定した、市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するために策定された計画。

伊達市環境基本条例

良好な環境の保全並びに快適な環境の維持及び創造を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目標として、平成10年に定めた条例。

地域地区

都市計画法に基づき、都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、土地の合理的な利用を図ること。

地域地区は、具体的には、用途地域、特別用途地区、その他の地域地区に大別される。

用途地域は、建築物の用途及び容積などを規制するもので、地域地区の中で最も基本的なもの。

特別用途地区は、地方産業の育成・文化活動などの環境保護等からより地域的、かつ、詳細な用途の制限を補完する制度で、その他の地域地区は、個々の法律に基づき、法律の実現を図るためのもの。

地区公園

都市公園法の基幹公園の一つ。

主として近隣住区計画の地区（2～3近隣住区からなる）の住民を対象とする公園で、誘致距離の標準は1kmで、徒歩利用を想定しており、敷地面積の標準は4ha。

地方分権

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、これまで都道府県・市町村事務の大部分を占めていた国の事務を代行する「機関委任事務」が廃止され、自治体固有の「自治事務」と自治体に処理を委託する「法定受託事務」に再編された。

洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想

2003年3月の有珠山噴火は、洞爺湖周辺地域に大きな被害をもたらしたことから、洞爺湖周辺の観光資源と火山遺構を新たな観光資源として活用する、西胆振4市町（伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町）などが進める構想。

都市計画

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画。

都市計画は、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保すべきこと、並びにこのためには、適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図られるべきことを基本理念としている。

都市計画の内容は、区域区分、地域地区、促進地区、都市施設、市街地開発事業、市街地開発事業等予定区域、

地区計画等の区分がある。

都市化社会

都市への人口・産業が集中し、それに伴う市街化（拡大）が進行していく社会。

都市型社会

市街地を拡大していくのではなく、これまで都市に整備された社会資本を最大限活用し、安定・成熟した都市環境が形成された社会。

都市計画区域

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域で、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現状・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要がある区域。

都市計画区域の指定は、知事が行う。

都市計画道路

都市計画において定められる都市施設の一つ。

自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類があり、一般国道、都道府県道路の市町村道については都道府県で定め、それ以外については市町村で定めるのが標準である。

また、一般国道等については、大臣の同意が必要となる場合がある。

都市施設

都市計画に位置付けることができる道路、公園、下水道、産棄物処理施設等の施設。

土地区画整理事業

昭和29年に成立した土地区画整理法に基づく事業。

土地の所有者等から土地の一部を提供してもらい（減歩）、それを道路や公園などの新たな公共用地として活用し、整然とした市街地を整備することによって居住環境を向上させるとともに、大規模な土地の利用促進を図る。

施行主体は、個人、組合、都道府県、市町村が団体として行う行政庁施行、住宅・都市整備公団、住宅供給公社など。

事業費は、保留地の売却、補助金、施行者単独など。

土地利用

ある地区の土地を様々な用途及び形態に使い分けること。

な行

農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律（農振法）に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域について、土地の自然的条件及びその利用動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があり、農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、農業経営の近代化などが図られる見込みが確実であることなどの要件備えるものについて、都道府県知事が指定する地域「農振地域」ともいう。

農業振興地域が指定されると、市町村は、農業振興地域整備計画を定める。

農用地区域

農業振興地域内の土地で、以下の条件を満たし、今後おおむね10年以上にわたり、農業上の利用を行うものとして指定された集団的農用地などの区域。

<条件>

- ・集団的農用地（団地規模20ha以上）
- ・土地基盤整備の対象地
- ・上記の土地と一体的保全、整備又は開発することが相当な土地。

農振白地地域

農振法に基づき、一体的に農業の振興を図ることが必要である地域のうち、農用地区域以外の土地。

ノーマライゼーション

高齢者や障がい者など社会的に不利を受けやすい人々も、社会の中で人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

は行

パブリックコメント(市民意見の公募)

市が検討している計画、方針、条例等の（案）について、多くの市民の意見を聴くための制度。

バリアフリー

高齢者や障がいを持つ人の生活や行動に不便な障害物を取り除くこと。

段差の解消など。

非線引き

区域区分(市街化区域及び市街化調整区域)との区分が定められていない

こと。

避難路

災害の際、安全かつ迅速に避難地まで移動するための道路。

風致地区

都市計画で定める地域地区のひとつで、都市計画区域内にあって都市の自然風致（丘陵、樹林、水辺地等の自然豊かな土地、郷土的意義のある土地、緑豊かな住宅地等を含む良好な自然環境）を維持するために指定された区域。

防火・準防火地域

市街地における火災の危険を防ぐために指定する区域。主として商業地などで建築物の密集した火災危険率の高い市街地について指定される。準防火地域は、防火地域に準ずる地域について指定する。

ポケットパーク

歩行者や住民に憩いの場を提供するとともに、都市環境の向上を図るため、市街地の一角に設けられる小公園。

北海道条例指定区域(旧既存宅地制度)

都市計画法第34条第11号の条例で指定する土地の区域を都市計画施行条例第2条第1項の規定により指定。

市街化区域に隣接又は近接し、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域でおおむね50以上の建築物が連たんしている地域。

ま行

マリーナ

防波堤等により確保した波静かな水域にヨット、ボートなどのいわゆるプレジャーボートの保管施設を備えるとともに、陸上にはボートヤード、艇庫などの複合施設をいう。

緑の基本計画

都市緑地保全法第2条に規定された制度で、正式名称は「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」という。

行政と市民が一体となった各種の緑化施策を体系的・総合的に展開するための緑化推進計画。

緑のネットワーク

個々の緑や自然、水が持つ景観、レクリエーション、防災等の効果を相乗的に高め、快適な環境を形成するため、さまざまな緑、自然、水を有機的につなげること。

具体的には、宅地の緑、街路樹や小公園の緑、河川、都市公園の緑、さらには丘陵地、山地の緑などつなげていくこと。

モータリゼーション

一般的に市民が使用する乗用車による生活形態と、トラック等の貨物自動車による流通形態を含めた総称。

や行

容積率

建物の延べ面積の敷地に対する割合。

延べ面積とは、建築物の各階の床面積の合計。

用途地域

都市機能の維持増進。住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率及び各種の高さについて制限を行う制度。

おもに、住居系、商業系、工業系に別れ、12種類の用途地域を設定。

ら行

ライフスタイル

従来、生活様式と呼ばれてきたが、衣食住だけではなく、交際や娯楽なども含む暮らしぶりを指す。

ライフライン

都市生活の機能を保つための生命線ともいえる水道、電気などの供給施設。

ランドマーク

ある地域の目的となる象徴的な景観要素。

緑被率

特定の区域内に、緑被面積が占める割合。

緑被面積とは、一般に植物（樹木、芝生地）で覆われた土地あるいは、単独樹の樹冠の投影面積。

わ行

ワークショップ

作業所や研究会と訳される英語。意見や技術の交換・紹介を行う研究会。

近年では、身近な公園の整備などの際し、企画立案から完成までの過程に

住民が参加し、意見交換や共同作業を行うなど、住民主体のまちづくりを進めていくための手段。

総合計画、都市計画マスタープランにおいて、この方法により住民の意見を広く聞いている。